



消防法危険物の確認試験



危険物第1類から第6類まで及び指定可燃物(可燃性固体類、可燃性液体類、合成樹脂類)の消防法関連の確認試験を実施しています。

第1類(酸化性固体)の確認試験

第1類の危険物(酸化性固体)に該当するか否かを判定する試験として、粉粒状の物品(粉状または粒状の物品)に適用される「試験I」及び粉粒状以外の物品(成型品等)に適用される「試験II」が規定されています。

- 粉粒状確認
- 大量燃焼試験(第1類II)
- 燃焼試験(第1類I)
- 鉄管試験(第1類II)
- 落球式打撃感度試験(第1類I)



燃焼試験

第2類(可燃性固体)の確認試験

第2類の危険物(可燃性固体)に該当するか否かを判定する試験が規定されています。

- 小ガス炎着火性試験
- 引火点測定試験
- 金属粉の粒径測定

第3類(自然発火性物質及び禁水性物質)の確認試験

第3類の危険物(自然発火性物質及び禁水性物質)に該当するか否かを判定する試験が規定されています。

- 自然発火性試験
- 水との反応性試験
(スクリーニング、ガス量測定)

第4類(引火性液体)の確認試験

第4類の危険物(引火性液体)に該当するか否かを判定する試験として、引火点測定試験の他にいくつかの試験が規定されています。

- 液状確認試験
- 水溶性の確認
- 引火点測定試験(タグ密閉式)
- 動粘度測定試験
- 引火点測定試験(セタ密閉式)
- 引火点測定試験(クリーブランド開放式)
- 沸点測定試験
- 発火点測定試験
- 燃焼点測定試験
- 可燃性液体量測定試験



引火点測定試験(クリーブランド開放式)



発火点測定試験

第5類（自己反応性物質）の確認試験

第5類の危険物（自己反応性物質）に該当するか否かを判定する試験が規定されています。

- 熱分析試験
- 圧力容器試験



熱分析試験



圧力容器試験

第6類（酸化性液体）の確認試験

第6類の危険物（酸化性液体）に該当するか否かを判定する試験が規定されています。

- 燃焼試験

指定可燃物の確認試験

指定可燃物（可燃性固体類、合成樹脂類）に該当するか否かを判定する試験が規定されています。

- 燃焼熱量の測定
- 引火点測定試験
- 酸素指数測定試験（不燃性難燃性の確認）
- 融点測定試験



酸素指数測定試験



URL <http://www.kayaku-japan.co.jp>

● 本社（管理本部）	〒130-0015 東京都墨田区横網1-6-1（国際ファッションセンタービル9F）	TEL.03-5637-0901	FAX.03-5637-0940
Head Office	KFC Bldg., 9F6-1, Yokoami 1-chome, Sumida-Ku, Tokyo130-0015, Japan	TEL.+81-3-5637-0901	FAX.+81-3-5637-0940
● 厚狭工場（危険性評価室）	〒757-8686 山口県山陽小野田市大字郡2300	TEL.0836-72-1150	FAX.0836-73-0765
Risk Evaluation Department, Asa Plant	2300, Kohri, Sanyo Onoda-city, Yamaguchi-ken 757-8686, Japan	TEL.+81-836-72-1150	FAX.+81-836-73-0765

お問い合わせ、お申し込みは電話、FAX、ホームページのいずれからでもお引き受け致します。
厚狭工場（危険性評価室）に直接ご連絡ください。